

# 令和5年度定期監査報告書

令和5年8月31日

玉東町監査委員

# 目 次

## 定 期 監 査

目 次	・ ・ ・ ・ ・	1
監査の方法・日程	・ ・ ・ ・ ・	2～3
監査の結果	・ ・ ・ ・ ・	3
各課別監査報告		
各 課 共 通	・ ・ ・ ・ ・	4～5
総 務 課	・ ・ ・ ・ ・	6
企画財政課	・ ・ ・ ・ ・	6
ぷらっと玉東・ゆめステーションこのは		
町民福祉課	・ ・ ・ ・ ・	7
税 務 課	・ ・ ・ ・ ・	7
保健介護課	・ ・ ・ ・ ・	8
建 設 課	・ ・ ・ ・ ・	9
産業振興課・農業委員会・JA 玉名玉東支所	・ ・	10
教育委員会	・ ・ ・ ・ ・	11
中学校・小学校	・ ・ ・ ・ ・	12～13
議会事務局・会計室	・ ・ ・ ・ ・	14
社会福祉協議会	・ ・ ・ ・ ・	15

## I 監査の実施方法

(1) 地方自治法第199条第1項の規定に基づき、財務に関する関連事務の執行及び経営に係る事業の管理運営について次の通り監査を実施した。

特に今回は、これまでの調査票に加え、通常業務において身近な問題でもあり職員全員が共通の問題として認識としてもらうため、新たに財務管理等を重点項目として追加し、次の項目等により監査を実施した。

### ① 事務処理の状況

イ) 起案決裁の処理状況・工事及び委託事業の処理と文書管理について

ロ) 契約書など書式一般について                      ハ) 日常の一般的な事務処理の状況について

### ② 財務管理の状況

イ) 補助金団体等への事務局の関与状況について（通帳管理・印鑑管理など）

ロ) 補助金団体の支出根拠につて                      ハ) 立替払い禁止について

二) 補助金の交付と執行状況について              ホ) 支払い事務の遅延について

へ) 支払い状況の確認について                      ト) 年度末における大量物品の購入について

(2) 監査においては次の資料の提出を求め、関係書類と照合調査を行い、関係者への事情聴取及び現地調査を行った。

職員数に関する調べ
委員等に関する調べ
前回監査指摘事項の改善状況
前回所見に関する経過状況
当面の課題事項
主要行事一覧表
主要事業一覧表
工事費調べ
委託状況調べ
負担金及び交付金・補助金の状況調べ
備品の購入状況調べ
図書を購入状況調べ
学校監査調書
切手受払状況調べ
収入未済額の内容調べ
各種研修状況一覧表
公用車管理状況
共通監査項目（財務管理に関する事項）

## Ⅱ 監査の日程

令和5年 6月30日(金)	議会事務局
7月 3日(月)	町民福祉課・JAたまな玉東総合支所
7月 4日(火)	社会教育課
7月 6日(木)	産業振興課・農業委員会・玉東町商工会
7月 7日(金)	建設課・学校教育課
7月10日(月)	木葉小学校・社会福祉協議会
7月11日(火)	山北小学校・玉東中学校
7月13日(木)	企画財政課・ぷらっと玉東・ゆめステーションこのは
7月14日(金)	会計室
7月20日(木)	総務課・税務課
7月24日(月)	保健介護課

## Ⅲ 監査の結果

定期監査は、町の財務に関する事務の執行及び町の経営に係る事業の管理について実施するもので、Ⅰの(1)に記載する着眼点について、重点的に監査を実施している。

各事業の財務に関する事務執行及び経営事業管理は関係法令に従い、概ね適正に処理されているものと認められる。

また、監査に際し軽微な指摘・改善事項は、その都度口頭での是正・改善等適切な処理が行われるよう意見を述べている。

今回は主に日常的な事項に絞って「各課共通」として指摘事項を取りあげており、職員全員が認識を強く持って通常業務にあたっていただきたい。

各課別監査報告は次のとおりである。

## (1) 各課別監査報告

### 【 各 課 共 通 】

#### 1 指摘事項

① 納品書や請求書の日付及び支払い遅延について

玉東町専用の請求書及び業者からの納品書や請求書については、必ず日付を入力して提出していただくようお願いする。併せて支払い事務の遅延が一部に見られるため、法令等遵守し適正期間に支払いを済ませるよう心掛けていただきたい。また、請求書を未処理のままなおしこんだりしていないか、担当者は十分に気をつけて机上整理も重要であるとする。

＊政府契約の支払遅延防止等に関する法律（地方公共団体のなす契約に準用する）参照

＊玉東町公共工事請負契約約款・公共工事関係委託契約約款等 参照

② 資金前渡でもらった旅費の精算払いについて

職員以外の者に支払う旅費（特に宿泊等）については、資金前途として財務処理するが、玉東町財務規則第49条の規定により7日以内で精算することとなっている。

対して職員の宿泊旅費の場合は、概算払いとして財務処理することとなるが、玉東町職員等の旅費に関する条例施行規則第8条の規定により2週間以内に精算することとなる。

上記を踏まえ、正確に財務処理を実施していただきたい。

③ 支払い状況の確認について

負担行為額と支払額との相違など、会計システムにより簡単に確認できる帳票が抽出可能であるため、極力1か月に1度程度は各課（局・室）長自ら確認作業を実施するようお願いしたい。

特別会計（特に医療会計）は収支について複雑な面があるので、より注視していただきたい。

④ 補助金団体等の諸経費管理のための通帳管理について

補助金団体等の事務局を担当者が担い、通帳や印鑑を管理しているケースがいくつか見られる。出納管理台帳は整備されているので、各課長は月に1度程度はチェックするようお願いしたい。その際確認の旨を記載するよう併せてお願いしたい。

⑤ 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約について

上記契約については、玉東町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び条例施行規則（平成24年12月13日公布）において締結できるものが定められており、債務負担行為との棲み分けを必ず財政担当課と協議するようお願いしたい。

条例公布後においても、長期継続契約に該当すると見られる契約が債務負担行為として予算書に計上されているものが散見する。統一した認識を職員全員が持つようお願いしたい。

## 2 所見

### ① 内部統制に係る業務マニュアルの作成について

上記マニュアルについては、昨年度から本年度にかけてほとんどの課（局・室）において作成されている。今後は適宜追加・修正を加えながらより良いものにしていただきたい。

未作成の課については、その趣旨を理解され早急に作成されるようお願いしたい。

### ② 事務作業に係る基本的作業要件の再確認について

これまでの指摘により、起案書決裁時の決裁スタンプの押し忘れ・修正テープ使用等相当改善がみられ、職員の意識改善が図られているものと思われる。しかしながら、まったく「ゼロ」ではないのも事実であるので、今後も引き続き課員に対しての指導を徹底していただきたい。

\* 上記指摘事項及び所見については、今回の定期監査では該当しない課もありましたが、職員全体の共通認識として問題視してほしいという観点から「各課共通」にあげさせていただきました。

## 【 総務課 】

### 1 所見

① 補助金の支出根拠について

団体補助について、支出根拠がないまま支出がなされているケースが一部見られる。早急に支出根拠を作成するよう求める。

② 物品管理について

年度末に物品を大量購入しているケースが一部見られる。計画性のある物品購入に努めていただきたい。

## 【 企画財政課 】

### 1 所見

① 役場庁舎建設事業について

役場庁舎の役割は多岐にわたっており、また最大限の事業費を要する事業であるため、対象となるような交付金や起債など多岐にわたり活用され、最終的には自主財源の相当な額が削減されたと思われる。職員の熱意・努力は評価に値するものである。今後は課題として認識されていると思うが、1階テナントスペースに町の賑わい創出に繋がる事業者の誘致ができるか、更なる検討・努力をお願いしたい。

② ふるさと納税事業につて

令和4年度のふるさと納税寄附金額は、昨年度を上回り過去最高額を記録したと聞いている。玉東町全体の予算規模に対して、大きな影響力を与えていることは言うまでもない。全国的なブームにより今後は他自治体も力を入れてくることも予想され、また物販の高騰などもあり必ずしも右肩上がりが見られるものではないとも考えられる。一層の努力を期待するところである。

③ 定住促進事業について

令和4年度実施の町区及び二俣分譲地については既に完売し、順調にその目的に寄与しているところである。今後は課題として認知されている「空き家対策」にも力を注ぐ必要があるが、その手法に苦慮されていることと察する。

調査により需要はあるが、供給が不足状態と聞いている。全国的な問題でもあり先進地事例等参照にしながら精力的に進めていただきたい。

## 【 ぷらっと玉東 】・【 ゆめステーションこのは 】

### 1 所見

① 駅前活性化事業について

玉東町の大きなシンボリック的存在である駅前活性化事業については、経営アドバイザーを配置し、様々な方向からアイデアを模索・検討され、賑わい創出に向けて努力されている。今後は、

その「種」が大きな果実になることを期待するところである。

## 【 町民福祉課 】

### 1 所 見

#### ① 補助金の支出根拠について

団体補助について、支出根拠がないまま支出がなされていることが一部見うけられる。早急に支出根拠を作成するよう求める。

#### ② 国民健康保険税の見直しについて

令和12年度の県内保険税統一に向けて、令和6年度から資産割を無くした3方式による課税に移行する準備に取り掛かっていると聞いている。大きな転換期でもあり激変緩和措置対策など工夫しながら進めていただきたい。

## 【 税 務 課 】

### 1 所 見

#### ① 徴収率の向上対策について

昨年度の指摘事項に対して課員一丸となり、滞納者及び収入未済額の減少に鋭意努力されていることがうかがえる。特に新規の滞納者には督促状を発送したのち早期に納付勧奨を行い、同時期に財産調査と早め早めの行動がなされ、滞納の抑止に繋がっていると考えられる。

また、繰越滞納者に対しては預金・給与差し押さえを実施するなど、確実に未済額の減少に寄与し当然徴収率の向上にも繋がってきていると感じている。

今後も引き続き更なる努力を期待するものである。

#### ② 土地台帳及び家屋台帳の電算化について

昨年度の所見において提示した上記電算化については、民事法務協会（一般社団法人）が提供する登記情報提供サービスを利用することで、現在考えられる最良の方法で解決したと思われる。今後は手作業による過誤等がないようサービスの利用及び法務局での無料交付を効率的に活用しながら業務にあたっていただきたい。

## 【 保健介護課 】

### 1 所見

① ふれあいの丘施設の長寿命化計画について

昨年度の監査において所見としてあげていた上記計画については、令和5年度において予算化され、長寿命化計画を策定することとなっている。計画に沿って緊急性を考慮しながら早めの着工にあたっていただきたい。

② 交流センターにおける出納管理について

昨年度の監査において所見としてあげていた上記出納管理については、担当職員の人事異動等もあり簡易な確認作業となっていて、やはり現金を扱う施設においては出納簿及び現金のチェックを定期的を実施すべきと考える。

そのうえで、再度となるが保健介護課担当職員による出納管理のチェックを月1回程度実施していただきたい。

③ 特定健診の受診率向上について

令和5年度においてKDBデータの分析を実施し、データヘルス計画に反映、作成すると聞いている。特定健診の受診率が伸び悩んでいるため、住民啓発を強化し受診率向上につなげていただきたい。

## 【 建設課 】

### 1 所見

① 水道事業基盤強化に向けた近隣事業体との広域連携について

財政基盤及び職員技術の向上などを考慮すると、上記広域連携構想の検討は十分理解できるものである。県指導と聞いているが、地元自治体も積極的に議論の机に着いていただきたい。

② 水源地見直し等による水道施設の再編について

全体的に水量不足と聞いている。財源も含めクリアーしないといけない問題が多々あると思われるが、鋭意努力していただきたい。大きな問題の1つであると考え。

③ 簡易水道事業の企業会計導入について

令和6年度からの移行に向けて、環境整備は着実に整いつつあると思われるが、公営企業会計そのものに対する理解度を高めるため、担当職員自ら簿記の資格を得ようと努力していると聞いている。たいへん意義深く称賛に値するものと思われる。

また、会計室との連携もスムーズに移行できるよう密に連絡調整していただきたい。

④ 起案書・工事竣工検査報告書などの不備について

これまでの指摘により、工事竣工検査届出書における添付写真内の黒板の月日の欠落、決裁印漏れ等については、相当改善がみられ、職員の意識改善が図られているものと思われる。しかしながら予算増に伴い工事契約の数が極端に増加し、極一部ではあるが黒板の月日の欠落、決裁印漏れ等が見うけられ、今一度課員に対しての指導を徹底していただきたい。

工事写真に限っては、町内業者は適切に実施されているが、町外業者（下請け・孫請け含む）で見うけられることが多く、再度指導をお願いしたい。

⑤ 町営住宅使用料の未済額について

町営住宅の未済額が増加の傾向にある。令和4年度は滞納者1人でその原因も把握され徴収の努力もされているが、これ以上増えないためにも更なる努力をお願いしたい。

また、令和3年度以前の未済額については、滞納のまま転出されていて、もちろん徴収の努力はされているものの、事情を聴く限り難しい面もあり、法令根拠を順守しながら適切な処理をする必要があるのではと感じる。

## 【 産業振興課 】

### 1 所 見

① 補助金交付団体への補助金の運用について

産業振興課における補助金交付団体においては、これまでの指摘に応じアクションを起こされ部会側としても認識が変わりつつあり、定額補助から事業費補助への移行の考え方が広まりつつあるように思われる。今後も生産者の所得向上のため、相互理解を密にいただき継続的に指導徹底をお願いしたい。

② 浦田・上木葉地区の基盤整備事業について

受益者の同意も約98%いただき、令和5年度中には申請に係る設計費用の補正予算の計上を考えていると聞いている。地元住民の要望でもあり様々な懸案事項もあると思うが、県営事業として認可していただくため、より一層の鋭意努力をお願いしたい。

③ 玉東町地域農業再生協議会における諸経費管理のための通帳管理について

国の指導により公会計から切り離しての会計処理がなされている。適正に事務処理が実施されているが、四半期に1度程度は内部監査ということで課長による確認を実施すべきと考える。認定農業者協議会についても、通帳管理がなされているので同様に実施していただきたい。

## 【 農業委員会 】

### 1 所 見

① 農業委員における諸経費管理のための通帳管理について

事務局が管理している上記通帳については、公会計とは別で任意的なものであるが、その用途については当然明瞭な会計が求められる。出納管理台帳を整備されているので四半期ごとに確認印をもらうなどの事務処理を実施すべきと考える。

## 【 JA 玉名玉東支所 】

### 1 所 見

① 補助金対象部会の今後の在り方について

担当課（産業振興課）の指導により定額補助から事業費補助への移行の考え方が広まりつつあるように思える。双方協力のもと生産者の所得向上に向け、継続してより一層鋭意努力をお願いしたい。

## 【 教育委員会 】

### ※（社会教育課）

#### 1 所 見

##### ① 西南戦争遺跡の観光資源としての活用について

玉東町史跡西南戦争遺跡整備基本計画策定が令和3年度に完了し、ハード・ソフト様々な事業が盛り込まれているが、地元の意見や文化庁の注文等様々な要件によりスケジュール通りにはならないこともあるかと思うが、その中でも令和4年度いくつかの事業が展開され努力されていることは感じ取れる。今後は確実な事業を優先することも考慮しながら鋭意努力していただきたい。

### ※（学校教育課）

#### 1 所 見

##### ① 学校施設の老朽化に伴う維持管理について

課題として認識されていると思うが、学校施設については、老朽化に伴う改修作業が今後ますます増加することが予想される。長寿命化改修事業計画が平成31年に作成されているが、現状と照らしあわせてどうなのか、再度より実行性のある計画を作りなおした方がいいのか、検討する必要があるのではと考える。

##### ② もりもり食べよう食育推進支援事業について

学校給食費保護者負担金無料化に伴い、食材費の支払い関係が当課で行われている。

年間二千万円を超える支払いとなるため、ネットバンキングなどの手法を用い極力現金扱いをしないよう努力され、もちろんその帳票関係は正確に処理されている現状であるが、公会計に組み入れることが法的かつ事務的に可能ならば、検討の余地があるのではと考える。

熊本県や他自治体にも照会して検討していただきたい。

## 【 玉東中学校 】

### 1 所 見

#### ① 屋外放送システムについて

屋外放送システムについては、設置年数も長く雑音が入ったり、途切れたり、また住宅のある南側まで流れるため、新調も含め教育委員会と協議していただきたい。

#### ② トイレ配管の修理について

トイレの詰まりが年に数回起こり、頻繁に修繕費の支出があるように思える。教育委員会と協議のうえ、一度正式に点検業務を実施した方がいいのではないかと考える。

#### ③ 学校施設整備について

昨年度所見によりあげていました学校要望事項については、善処され令和5年度においては校舎LED化改修工事設計業務、令和6年度において前述の工事、プールサイド改修工事及び校舎外壁改修工事設計業務、令和7年度において前述の工事と教育委員会としても計画されている。ただ老朽化や環境変化に伴い大型プリンターの修理や緊急連絡用インターホンなどの要望があるなか、教育委員会とも密に連絡・意見交換をされ、緊急性を考慮しながら検討していただきたい。

## 【 木葉小学校 】

### 1 所 見

#### ① 学校施設整備について

昨年度所見によりあげていた学校要望事項については、善処され令和5年度においては特別教室への空調設備設置・体育館の屋根改修そしてLED化については、令和5～6年度にかけて実施するということである。ただ老朽化や環境変化に伴い体育館の出入り口扉の改修や緊急連絡用インターホンなどの要望があるなか、教育委員会とも密に連絡・意見交換をされ、緊急性を考慮しながら検討していただきたい。

また、全国的にも取り上げられている更衣室の問題であるが、現在は視聴覚室を更衣室に変更され使用されている。不便を感じることもあるかと思うが、しばらくは知恵を絞りながら有効利用をしていただきたい。

#### ② 学校内の樹木管理に伴うその処分について

昨年度指摘事項としてあげていた樹木の管理に伴うその処分については、令和5年度より処分費を含めた契約となっているということで、環境面からしてもすごく良い事だと感じている。学校施設の老朽化等により、施設管理に係る費用が増える中、教育委員会の対応に敬意を表したい。

## 【 山北小学校 】

### 1 所 見

#### ① 学校施設の老朽化に伴う維持管理について

山北小学校の校舎は老朽化により毎年修繕箇所の要望が多くなってきている。教育委員会でも計画的に進められ令和5年度においては、学習センター、高学年棟外壁改修工事及び校舎LED化改修工事の設計業務、令和6年度において工事実施の計画となっている。しかしながら学校側としてはその他様々な要望事項があり、まずは軽微なものについては、経常的な修繕費から早急に取り掛かるよう進言する。教育委員会とも相談のうえ修繕費の増額要求も検討する必要があると思われる。

#### ② 家庭科室のエアコン設置について

家庭科室のエアコン設置については、これまで要望がなかったせいか設置に至ってなかった。どういう経過があったのかは定かではないが、授業の頻度が少なくても多目的利用など考慮の上、教育委員会とも協議して設置に向けて検討していただきたい。

## 【 議会事務局 】

### 1 所 見

① 議会議員における諸経費管理のための通帳管理について

事務局が管理している上記通帳については、公会計とは別で任意的な物であるが、その用途については当然明瞭な会計が求められる。出納管理台帳を整備されているので四半期ごとに確認印をもらうなどの事務処理を実施すべきと考える。

## 【 会 計 室 】

### 1 所 見

① 簡易水道事業の企業会計移行に伴う会計事務の取り扱いについて

令和6年度から開始する上記企業会計移行については、当然会計室においても様々な変更を要することが予想されるため、原課との調整を密にいただきスムーズな移行・対応ができるよう進めていただきたい。

② 業務のデジタル化に伴う高齢者への配慮について

令和5年度より税の納付方法にQRコードによるスマホ決済が加わり、確実にデジタル化が進行していて、今後も更に地方自治体のデジタル化が進むと予想される。

このことは高齢者のデジタル化難民を引き起こす可能性があり、特に核家族化、高齢者のみの世帯が増加する中、十分配慮した対応が必要になってくると思われる。

③ 職員向け財務会計の研修について

新人職員等を対象に、財務会計処理に係る研修を会計室の職員が対応して実施されている。非常にいい試みであると評価する。今後も継続して実施されるよう希望する。

## 【 社会福祉協議会 】

### 1 所 見

① 諸経費管理のための通帳管理について（個人・団体）

権利擁護事業及び成年後見事業に関しては、県社協の指導等もあり通帳管理の在り方が厳格になっていることは評価に値するところである。

同様に団体の通帳管理をしているケースがいくつかあるので、現金を取り扱わないようネットバンキングを利用したりして工夫されているが、管理台帳を作成し少なくとも四半期に一度程度は、局長及び担当者で確認をするなどのチェックをお願いしたい。

② 支払い状況の確認について

負担行為額と支払額の相違など、会計システムで出力される伝票により、財務帳票の確認を局長・担当者は1か月に1度程度は実施していただきたい。

また、支払い遅延がないよう注意していただきたい。（法律により期日指定あり）

③ 福祉資金貸付事業（社協貸付分）の不良債権について

昨年度指摘事項としてあげていた上記については、令和4年度において不能欠損処理をされ改善に至ったわけだが、もちろんそこに至るまで相当の労力があつたことは言うまでもないと思われる。今後は同様なことが生じないよう審査基準の見直し等も検討する必要があるのではと考える。